

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条に規定する試験を次のとおり実施します。

平成二十一年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十一年八月二十一日（金曜日） 午後二時から午後四時まで

2 場所 奈良市船橋町一〇 奈良県立大学

二 受験手続等

1 受験願書の配布

平成二十一年六月一日（月曜日）から消費・生活安全課、葛城保健所、桜井保健所、郡山保健所、吉野保健所及び内吉野保健所において配布します。

2 受験願書の受付の日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 平成二十一年七月六日（月曜日）から 平成二十一年七月十日（金曜日）まで | 消費・生活安全課 葛城保健所 桜井保健所 郡山保健所 吉野保健所 内吉野保健所 |
| 午前九時から午後四時まで | |

3 受験願書の提出方法

受験者が、直接持参してください。

三 受験手数料

九千四百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

平成二十一年九月二十五日（金曜日）午前十時に県庁前掲示場及び受験願書を受け

付けた保健所内に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉部健康安
全局消費・生活安全課（電話〇七四二―二七―八六八二）において受け付けます。